

函館空港環境整備事業に伴う住宅移転奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館空港周辺において、国が行う航空機騒音対策事業の一環として、建物移転補償事業等の実施にあたり、建物の移転を促進するため、市が交付する奨励金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「騒音区域」とは、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、告示（昭和49年運輸省告示第530号および昭和54年運輸省告示第39/号）で指定された、第1種区域のうち第2種区域および第3種区域をいう。

2 この要綱において「移転事業」とは、前項により指定された区域に当該指定のあった日に現に所在する建物（住宅に限る、以下同じ。）の所有者が同項の指定区域以外の地域に法第9条第1項の適用を受けて移転または除却する事業をいう。

(奨励金交付の対象者)

第3条 移転事業の実績により、騒音区域内の建物を移転または除却した当該建物の所有者を奨励金交付の対象者とする。ただし、市が用意した代替地への移転者は除くものとする。

(奨励金の額)

第4条 前条の対象者については、予算の範囲内で奨励金を交付する。ただし同一人が複数の建物を所有する場合の移転等の奨励金は1棟分とする。

(奨励金交付の申請)

第5条 第3条による対象者が、奨励金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて住宅移転奨励金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票抄本
- (2) 建物滅失登記簿謄本または証明書
- (3) 建物移転補償契約書写または証明書
- (4) 印鑑証明書

(奨励金交付者の決定)

第6条 市長は前条の申請があったときは、当該申請書等の内容を審査および必要に応じて現地を調査し、奨励金交付者を決定するものとする。

(奨励金交付決定等の通知)

第7条 市長は前条に基づいて奨励金の交付を決定したときは奨励金交付決定通知書（別記第2号様式）、奨励金の交付しないことに決定したときは、奨励金交付却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金交付の手続)

第8条 前条の通知をうけた、奨励金交付の決定者は、奨励金の請求書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の請求があったときは、すみやかに奨励金を支給するものとする。

(施行)

第9条 この要綱は、昭和55年 3月 6日から施行し、昭和54年 7月 / 0日から適用する。

(昭和55年 3月 6日 一部改正)

住 宅 移 転 奨 励 金 交 付 申 請 書

年 月 日

函館市長

様

住所 _____

申請人

氏名 _____

年度における、標記奨励金の交付を受けたいので、奨励金交付
要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 旧住所 _____

指定区域 第 種区域

2 現住所 _____

3 事業区分 新築・移築・買取移転・除却

4 移転等実施年度

(1) 着工年月日 年 月 日

(2) 竣工年月日 年 月 日

(3) その他

5 添付書類

(1) 住民票抄本

(2) 印鑑証明書

(3) 建物滅失登記簿謄本または証明書

住 宅 移 転 奨 励 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付の奨励金交付申請については、下記の
とおり交付することに決定したので通知します。

記

/ 住宅移転奨励金 300,000 円

以 上

別記第3号

住 宅 移 転 奨 励 金 交 付 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けの奨励金交付申請は、下記の理由により却下
したので通知します。

記

理 由

別記第4号様式

A-3号票

⑤ - 3

会計課

平成 年度

一般会計 (特別会計)

支出命令書・歳出内訳簿 請求書兼領収書(支出調書)

課発行No.

支出命令

収入役	会計課長	支所長	課長	係長	係長

支払済印

請求書	右記の金額請求します 函館市長様 債権者住所氏名	平成 年 月 日	請求印
業者No.・物			
領収書	右記の金額領収しました 函館市収入役様 債権者住所氏名	平成 年 月 日	領収印

起業課
庶務課
債権係
債権係
庶務課
会計課

支払通知書	下記の金額を支払いして下さい。 函館市指定金融機関様 函館市収入役	銀行	支店
支払方法	口座振込 普通		
支出額	その他(小切手・送金小切手・郵便振替)	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
控除額			
現金支上額			
納入部課		納入	平成 年 月 日

収入印紙

適用条項：地自令第 条第 号・会計規則第 条第 号)

消費相 費当額

整理No.

概・前

検査
平成 年 月 日